自治会

令和　　年　　月　　日　　時　　分より、　　　　　　　の

において臨時総会を開催した。

会員総数　 　　　 　 名　 世帯総数 　 　　　 世帯

出席会員数　 　　　　 名 （出席会員数には委任状を含む）

　上記のとおり出席があったので、　　　　　　　　 が臨時総会を開催する旨を宣し、議長には満場一致で 　　　　　を選任し、次のとおり議事を進めた。

第1号議案　「地縁による団体」の設立認可申請について

　議長は、当自治会が地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する目的をもって、地方自治法第260条の2に定める認可地縁団体になるため、長崎市　に対して認可申請をすることになった経緯について、担当役員に報告させ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決した。

　第2号議案　規約の承認について

　議長は、地方自治法第260条の2第2項第4号の規定に基づき規約を定める必要があるため、規約改正の経緯について、担当役員に説明させ、承認を求めたところ、全員異議なく原案どおり可決した。

第3号議案　会員の確認について

　議長は、地方自治法第260条の2第2項第3号の規定に基づき、その区域に住所を有するすべての個人のうち相当数の者が現に構成員となっている必要があるため、会員名簿により、本会の令和　　年　　月　　日現在の会員総数

　名、世帯総数　　　世帯であることを担当役員に説明させ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決した。

第4号議案　区域の確定について

　議長は、地方自治法第260条の2第2項第2号の規定に基づき、区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められている必要があるため、規約第

　条の区域について、担当役員に図面を以て示させ、その確定を諮ったところ、全員異議なくこれを可決した。

第5号議案　設立時の財産目録の承認について

　議長は、地方自治法第260条の4第1項の規定に基づき、認可を受ける時に財産目録を作成する必要があるため、本会の認可申請時における財産目録の内容について、担当役員に説明させ承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決した。

第6号議案　代表者及び認可申請人の承認について

　議長は、令和　　年　　月　　日開催の通常総会において、選出された　　　自治会 会長 　　　　　を地方自治法第260条の2第2項に定める「地

縁による団体」の代表者として選任すること、及び認可の申請に当たっては代表

者が申請人となることについて、担当役員に説明させ承認を求めたところ、全員

異議なくこれを可決した。

　以上をもって本総会の議案全部を終了したので、議長は閉会の挨拶を述べ、　時　　分散会した。

　以上の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作り、議長及び議事録署名人がこれに署名する。

　　　令和　　　年 月 　　日

自治会　臨時総会

　　　　　　総会議長

議事録署名人

議事録署名人